

令和5年3月17日
長野県司法書士会

事業報告書

1. 相談会名

「昔の借金電話相談」

2. 開催日時

令和5年3月4日（土） 10:00～16:00

3. 開催趣旨

金銭について内容証明などによる請求や支払督促、訴状などを受け取った場合、「借りているのだから仕方がない」「時間がないから」「裁判所が遠い」などの理由から放置してしまったり、債権を譲り受けた債権回収会社などからの通知に対しては、「このような借金はした覚えがない」「知らないから放っておこう」などと放置してしまい、その結果強制執行により給与などの差押を受けた段階で慌てる方も少なくありません。

しかし、これらの請求の中には、すでに消滅時効によって支払う必要のない請求や、裁判対応することによって強制執行などの事態を回避できる可能性があるものなども含まれることから、当会では、何らかの金銭請求を受けてお困りの方々のご相談をお受けするため、標記の相談会を企画いたしました。

本相談会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、面談での相談は実施せず、電話での相談のみとしました。

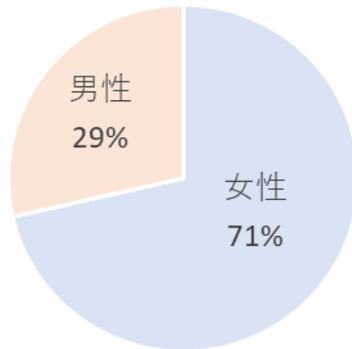
4. 相談件数

合計 7件

内訳

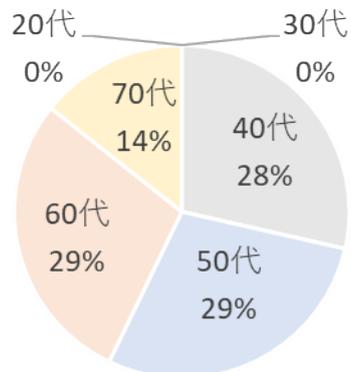
(1) 性別

男性 2名
女性 5名



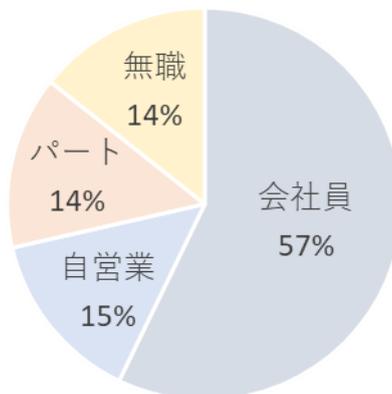
(2) 年齢

20代 0名
30代 0名
40代 2名
50代 2名
60代 2名
70代 1名



(3) 職業

会社員 4名
自営業 1名
パート 1名
無職 1名



5. 主な相談内容

- 父は存命だが、会話ができない状態。父に借金があった場合はどうしたらよいか（今は何の請求もきていない）。
- 20年以上前、親が相談者の名義を借りて借り入れた債権者から催促状が届いた。どうしたらいいか。
- 父が勤めていた会社の亡社長の妻（軽い認知症がある）から、父に対して借金返済の請求があった。40年以上前に貸したという。
- 相談者所有の不動産に、10年程前に破産した親族の借入金を担保するために設定された抵当権は、抹消できるか。

6. 実施した感想・コメント・今後の対応

今回は7件のご相談をお受けしました（ただし、そのうち3件は借金とは関係のない内容のご相談でした）。

20年以上前に親が相談者の名義を借りて借り入れた債権者から通知書が届いた相談や、10年近く前に破産した親族の借入金を担保する抵当権についての相談等、自分自身の借金についてではないご相談もありました。

20年以上返済されていない借入金に対する通知書や、古い債権の催告等、通知を受けた人が時効制度を知らず、債権者に連絡をして、つつい返済意思等を示してしまった場合には、多額の負債を背負ってしまうなどが考えられ、適切な対処が求められるものです。今回のような相談会は、一般の方が借金の問題に関して適切な対処方法を知ることの一助となる機会であり、今後も同種の相談会を企画していく予定です。

前年度の相談会に続き、対面によらず電話相談のみになっておりましたが、今後は、対面相談も視野に入れつつ、後援をいただいている法テラスとの連携も積極的に図りながら、本相談事業を継続していきたいと考えています。